

保育料基準額表

(単位:円)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分				3号認定児(3歳未満児)		
階層区分		定 義		保育標準時間	保育短時間	
国	町					
①	A	生活保護		0	0	
②	B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		0	0	
③	C1	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯		ひとり親世帯等	B階層と同額	B階層と同額
				上記以外	14,000	13,700
	C2	1円以上 48,600円未満		ひとり親世帯等	B階層と同額	B階層と同額
				上記以外	18,000	17,600
④	D1	48,600円以上 72,000円未満		ひとり親世帯等	B階層と同額	B階層と同額
				上記以外	23,000	22,600
	D2-1	72,000円以上 77,101円未満		ひとり親世帯等	B階層と同額	B階層と同額
				上記以外	29,000	28,500
D2-2	77,101円以上97,000円未満		29,000	28,500		
⑤	D3	97,000円以上130,000円未満		35,000	34,400	
⑤	D4	130,000円以上169,000円未満		39,000	38,300	
⑥	D5	169,000円以上250,000円未満		42,000	41,200	
⑥	D6	250,000円以上301,000円未満		44,000	43,200	
⑦	D7	301,000円以上397,000円未満		47,000	46,200	
⑧	D8	397,000円以上		50,000	49,100	

(1号認定児及び2号認定児は0円です。)

※1 この表のC1階層からD8階層については、税法上の適用がある住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控除及び外国税控除が適用される前の市町村民税所得割額及び均等割額をいう。

※2 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(以下「保育所等」という。)、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を利用している場合、そのうちの児童で数えて、第2子は半額、第3子以降は全額免除する。

※3 香川県第3子以降保育料等減免事業費補助金交付要綱に基づき、現に扶養する18歳以下の子が3人以上いる世帯のうち、出生順位が第3位以降である児童の保育料及び副食費を減免する。

※4 子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき、低所得者向けの減免措置を講ずる。

(1) ひとり親世帯等以外の世帯

算入する所得割額の合計が57,700円未満である場合は、多子カウントの年齢制限を撤廃する。

(2) ひとり親世帯等

算入する所得割額の合計が77,101円未満である場合は、多子カウントの年齢制限を撤廃した上で、第1子をB階層の保育料と同額とし、第2子以降の保育料は全額免除する。

※5 保育所等を利用する児童の父母がともに市町村民税非課税であって、当該児童の祖父母が同一世帯に属する場合は、祖父母のうち所得の高い者の所得割額に応じた額を当該児童の保育料とする。